

ハウスクリーニングに係る公費負担の実施要領の制定について
(平成 29 年 3 月 17 日付け広第 134 号等)

【概要】

本要領は、犯罪行為により被害者宅が汚染された場合、遺族の精神的及び経済的負担を軽減するため、ハウスクリーニング（血痕等の払拭、遺体の腐敗等によって汚染された室内の消毒及び消臭等の清掃）に要する費用を公費で負担する支援制度等について定めたものである。

公費負担できる費用は、

- 事件が被害者宅で発生し、清掃会社等によるハウスクリーニングに要した費用（上限額あり）
- である。事件の内容等によっては、公費負担できない場合がある。